

平成14年(ネ)第1911号 著作権確認等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成13年(ワ)第1844号)

(平成14年8月19日口頭弁論終結)

判決

控訴人(被告)	株式会社竜の子プロダクション	憲子之子
同訴訟代理人弁護士	大窪 野木 幹登	志
同	塩 木 谷川 登崇	倫
同	宮 川 倫	倫
被控訴人(原告)	株式会社スタジオぬえ	トク
被控訴人(原告)	株式会社ビックウエスト	トク
被控訴人ら訴訟代理人弁護士	新國 保廣	味
同	五	味
同		祐

- 主 文
- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
 - 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。
- 事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

2 被控訴人ら

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、昭和57年10月3日から昭和58年6月26日までの間に訴外株式会社毎日放送をキー局として放映された原判決添付別紙アニメーション目録記載の連続テレビジョン放送用アニメーション「超時空要塞マクロス」全36話(以下「本件テレビアニメ」という。)に使用された設定画及びアニメカットである原判決添付別紙目録1ないし41記載の各図柄(以下「本件各図柄」という。)について、被控訴人株式会社スタジオぬえの従業員であるA及びBことC、並びにAの友人であるDことEの3者(以下「Aら3名」という。)が、被控訴人株式会社スタジオぬえの発意に基づき、その業務に従事する過程で創作したものであり、被控訴人株式会社スタジオぬえは本件各図柄に係る著作権を取得し、また、被控訴人株式会社ビックウエストは被控訴人株式会社スタジオぬえからその著作権の持分権を譲り受け、著作権を共有していると主張して、被控訴人らが控訴人に対して、被控訴人らが本件各図柄について著作権を有することの確認、及び本件各図柄を使用した映画の制作の差止めを求めた事案である。

原判決は、被控訴人ら主張の上記の請求原因事実を認め、また、本件テレビアニメの制作の経緯からすれば、被控訴人株式会社スタジオぬえは控訴人に対して本件各図柄の著作権を明示又は黙示に譲渡する旨の意思表示をした旨の控訴人主張の抗弁を排斥して、被控訴人らが本件各図柄につき著作権を有することの確認を求め、本訴請求を認容し、映画の制作の差止めを求め、本訴請求については、控訴人が将来映画の制作をするおそれがあるとは認められないとして、これを棄却した。これに対し、控訴人が本件控訴を提起した。

本件の前提となる事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり当審における控訴人の抗弁の追加的主張及びこれに対する被控訴人らの反論の各要点を付加するほか、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」に記載のとおりである(但し、原判決3頁3行目の「巨人宇宙人」を「巨大宇宙人」と、同6頁15行目の「本件企画の性格」を「本件企画の経緯」と、同23行目の「本件図柄」を「本件各図柄」と、同7頁2行目の「本件図柄の作成」を「本件各図柄の作成経緯」と改める。)

1 当審における控訴人の抗弁の主張(追加)の要点

(1) アニメーション映画の制作では、当然のこととして多くの図柄が使われるものであり、その図柄の制作について、多くの人々の参加が不可欠となる。控訴人は、このようなアニメーション映画の制作会社であるから、Aら3名が、それ

ぞれ本件各図柄の制作に参加したとしても特に不思議なことではない。

ただ、アニメーション映画制作会社が実際に描かれたそれぞれの図柄の著作権を買い上げるに当たり、図柄の制作担当者であるアニメーターとの間で個別的な契約を締結するために契約書等を作成することはない。上記映画制作会社の業界では、アニメーターからアニメーション映画制作会社に提供される図柄について、その制作費をアニメーターに直接支払い、アニメーション映画制作会社にその図柄の著作権を直接帰属させるか、そのアニメーターが所属する会社に制作費を支払い、所属会社に著作権を帰属させた上で、アニメーション映画制作会社に著作権を当然譲渡する旨の黙示の合意が存在しているのである。

(2) また、アニメーション映画制作会社の業界では、上記の合意と異なる合意があることをアニメーターやその所属する会社(下請制作会社)が表示しない限り、図柄についての著作権はアニメーター等からアニメーション映画制作会社に当然譲渡されるとの合意があるという事実たる慣習ないし商慣習が存在しているといわざるを得ない。

このような、合意、事実たる慣習、商慣習がない限り、アニメーター一人が作成する図柄について映画の画面上で使用する際、その修正をする度にその作成者の許可を受けない限り、修正をすることが一切できないという極めて非現実的で都合なことになってしまふのである。そして、かかる結論を許容するとなると、具体的なアニメーション映画の制作が事実上不可能になる。逆にいえば、それぞれの図柄を描くアニメーターは、その作成する図柄がそのアニメーション映画の中で、その全体の一要素としてとけ込んでおり、一体化した著作権となることを容認した上で、その図柄を提供しているということができる。

2 被控訴人らの反論の要点

(1) アニメーション映画制作会社の業界では、アニメーション映画の制作に使用されるキャラクターデザインの著作権の帰属について、アニメーション映画制作会社とキャラクターデザインの制作者との間で個別に契約書が作成されているのであり(甲第21ないし第23号証参照)、控訴人が主張するようなアニメーション映画制作会社の業界における一般的な合意ないし慣習は存在しない。

(2) そもそも、本件各図柄は控訴人から発注を受けて制作されたものではなく、本件では、被控訴人らが本件テレビアニメの作品を企画し、原案し、本件各図柄の原図柄を作成したものであり、それ以降のアニメーション制作作業に従事する個々のアニメーターとアニメーション映画制作会社との契約関係とは関連しない事案である。

控訴人の主張は、このような本件の事案を無視して、自社内で企画制作した作品について、自社内のみで通用する常識を本件に当てはめようとするものであり、失当である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人らが本件各図柄の著作権を有することの確認を求める本訴請求は理由があるものと判断するが、その理由は、次のとおり控訴人の当審における抗弁の主張に対する判断を付加するほか、原判決が「事実及び理由」中の「第3 争点に対する判断」として説示するのとおりである(但し、原判決8頁22行目の「乙1ないし3、6、12ないし14。」を「乙1ないし3、6、12ないし14、検乙1ないし3。」と、同11頁12行目の「主人公」を「主人公のキャラクター」と、同12頁21行目の「主として」を「Aら3名の指揮監督の下に主として」と、同13頁2行目の「Aら」を「Aら3名」と、同16頁6行目の「同図柄の原図柄」を「同原図柄」と、同9行目の「Aら」を「Aら3名」と改め、同17頁4行目の「従事していたこと、」の次に「本件テレビアニメの制作過程においてアニメカットの作画作業に要したアニメフレンド等に対する制作費の支払いは形式的には控訴人によってなされているが、実質的には被控訴人ビックウエストが負担していること、」を加える。)なお、控訴人は、本件の控訴理由補充書において、原判決の事実認定の誤りを主張し、当審において、その主張に沿う乙第21、第22号証、第24、第25号証の各陳述書を提出しているが、原判決掲記の本件各証拠及び当審提出の甲第20号証並びに弁論の全趣旨によれば、原判決認定の事実を優に認めることができ、これに反する上記の各陳述書の供述記載部分は、採用することができない。

2 控訴人の当審における抗弁の主張(追加)に対する判断

(1) 控訴人は、当審において、本件各図柄の制作にAら3名が参加したとしても、アニメーション映画制作会社の業界においては、アニメーション映画に使

用される図柄の著作権の買い上げについて、個別の契約を締結することなく、控訴人のようなアニメーション映画制作会社に対してアニメーターが制作した図柄の著作権を当然に譲渡する旨の黙示の合意又は事実たる慣習ないし商慣習が存在している旨主張し、これに沿う証拠として、乙第24号証、第26、第27号証の各陳述書を提出している。

しかしながら、当審提出の甲第21ないし第23号証及び弁論の全趣旨によれば、本件当時においても、アニメーション映画制作会社とアニメーション映画に使用される図柄の作者側との間で、その図柄の著作権の帰属について、個別に契約が締結され、現に契約書が作成される例があったことが認められるのであり、アニメーション映画制作会社の業界において、アニメーション映画に使用される図柄の制作の経緯等の個別事情に関わりなく、一般的にアニメーション映画に使用される図柄の著作物を創作した者がその著作権をアニメーション映画制作会社に対して当然に譲渡する旨の黙示の合意又は事実たる慣習ないし商慣習が存在することについては疑問が多いといわざるを得ない。そして、乙第24号証、第26、第27号証中の控訴人の上記主張に沿う供述記載部分は、具体性に乏しい内容であること、及び甲第21号証の陳述書中の控訴人の上記主張を否定する内容の供述記載部分に照らせば、乙第24号証、第26、第27号証中の上記の供述記載部分は、直ちに採用することができず、他に、控訴人の上記主張を認めるに足りる的確な証拠はない（なお、本件におけるAら3名の本件各図柄の制作の経緯等の個別事情において、被控訴人らが控訴人に対して、本件各図柄の著作権を譲渡する旨の黙示的な合意が存在したことを認定することができないことは、原判決が判決書16、17頁に「2 抗弁について」として説示するとおりである。）。

(2) 控訴人は、控訴人主張のように、アニメーション映画に使用される図柄の著作権の黙示の譲渡の合意又は事実たる慣習ないし商慣習が存在しなければ、アニメーション映画の制作が事実上不可能になる旨主張している。

しかしながら、アニメーション映画制作会社がアニメーション映画を制作するに当たり、それに利用する図柄の著作権の譲渡を受けなくても、その著作物をアニメーション映画に利用することについて予め著作権者の許諾を得ていれば、アニメーション映画の制作に支障がないことは明らかであり、本件においても、原判決が上記(1)の箇所において説示するとおり、本件各図柄の著作権者である被控訴人株式会社スタジオぬえは、控訴人に対して、本件各図柄を本件テレビアニメに利用することについて許諾を与える意思表示をしたとみることができるのであるから、控訴人の上記主張は、失当である。

(3) 以上のとおり、控訴人の当審における追加的な抗弁の主張も、採用することができない。

第4 結論

以上の次第で、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官	北	山	元	章
裁判官	橋	本	英	史
裁判官	絹	川	泰	毅